

柏崎市立米山小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立米山小学校

平成27年3月13日策定

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭による「いじめ・不登校対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、関係学級担任で早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり

- ・「学習のきまり」により学習ルールを徹底する。（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など）
- ・ねらいを明確にもち、そのねらいに向かって有効な手立てを講じながら学習を進め、終末に振り返

りをしていく一連の流れに沿った授業を展開する。

- ・授業の中で、互いの意見を認め合えるような場を意図的に設定する。
- ・授業を担当するすべての教員による公開授業（年1回以上）を行う。

全職員による指導案検討、授業参観、授業協議会により、わかる授業づくりに取り組む体制づくりを推進する。

(2) 道徳教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- ・6月の学習参観日における全校一斉道徳授業の公開と事前の指導案検討会を行う。
- ・「生きる」（新潟県同和教育研究協議会発行の同和教育副読本）を積極的に活用した授業を実施する。

(3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動における、学校・学級の生活向上の諸問題の解決を図る。
- ・清掃、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等、米っ子キッズ活動により、思いやりの気持ちを育てる。
- ・中1ギャップの解消をねらいとする三中学校区「深めよう 絆」スクール集会へ積極的に参加する。（6年）
- ・児童会活動（米っ子祭り）後に、ありがとうカードを書いて、感謝の気持ちを伝える活動を実施する。（生活指導部の取組）
- ・いじめゼロスクール集会を実施する。

(4) 体験学習の充実

- ・ふるさと遠足、海の体験活動、米山登山等を通して、他者や自然・社会との直接的なかかわりを通したコミュニケーション能力、生命畏敬の念、感動する心、他者を思いやる心を育成する。
- ・資源回収や奉仕作業等、勤労、福祉、ボランティア体験等の発達段階に応じた計画的な教育活動を充実する。

(5) 学級づくりの充実

- ・学級活動や朝の会、帰りの会等に互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- ・一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努める。
- ・児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を実施する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。
生活アンケート年2回以上

(2) 教育相談の実施

定期的な教育相談期間を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。

- ・生活アンケートの結果をもとに、教育相談（ハートフルトーク）を行う。

(3) 子どもを語る会の実施

- ・児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。

(4) 学級だよりや連絡帳の活用

- ・学級だよりや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を築く。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ・不登校対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じいじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ・不登校対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する可能性があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・ いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修、外部の指導者を招へいしての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

P T Aの会合等を利用し、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者が学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ・不登校対策委員会が中核となって行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表 いじめ防止等のための年間計画】

9 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は家庭・地域に配布するとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止する

ことの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適時、学年懇談会等での話し合いを行う。

* 追記資料として、

いじめ防止対策推進法

第九条（保護者の責務等）

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

別紙資料として、「いじめ防止対策推進法」を添付する。

学校の相談窓口

○学校電話番号 26-2013 (担当: 教頭)

新潟県のいじめ相談

- ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

○新潟県いじめ相談電話 025-526-9378
0258-35-3930
025-231-8359

○24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310 (なやみ言おう)

◆全国どこからでも24時間近くの相談員につながります。

(PHS、IP電話からはつながりません。)

県立教育センターのいじめ相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。

☆電話相談 9:10~16:00 (土・日・休日を除く)

○いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン

025-263-4737

☆来所相談・電話相談 9:00~17:00 (土・日・休日を除く)

○県立教育センター教育相談 025-263-9029

法務局のいじめ相談

- ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては、人権侵害事件としての調査などを行います。

☆電話・面接・文書相談 月曜日から金曜日 8:30~17:15

みんなの人権 110番 全国共通 人権相談ダイヤル

0570-003-110

○柏崎支局 0257-23-5226

○子どもの人権 110番 0120-007-110

○女性の人権ホットライン 0570-070-810

警察のいじめ相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
- ・サポートセンター 8:30~17:15 (土・日・休日を除く)
- ・警察署 9:00~17:45 (土・日・休日を除く)

○長岡少年サポートセンター0258-36-4970

○柏崎警察署0257-21-0110

児童(生徒)相談所の相談

- ・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

☆子ども・女性電話相談 9:00~22:00 (年中無休)

○子ども・女性電話相談 025-382-4152

☆電話・面接(予約制)相談 8:30~17:15 (平日)

○長岡児童(生徒)相談所 0258-35-8500

別表 いじめ防止等のための年間計画

生活目標・学習指導等		月	教育活動の流れ			年間活動計画				
○生活目標・努力事項●強調事項	学習指導・道徳等		活動・行事	低学年	中学年	高学年	教職員	児童会・学級活動等	保護者・地域	
生活・学習習慣確立期	○みんななかよく～あいさつ・遊び・呼び方～ ・あいさつ運動を励行する ・正しい言葉づかいをする ・相手の気持ちを考えた言葉づかいをする。 ●あいさつ・言葉づかい週間 ●あいさつ運動	・学習ルールの指導	1 学期始業式・入学式 1年生を迎える会 委員会活動開始 地区児童会 学習参観日	・小学校生活への適応 ・自分でできることはどんなことに気付く。 ・進んで友だちづくりをする。 ・集団行動の大切さに気付く。	・1年生が楽しく学校生活を送ることができるような会の準備をする。 ・何でも言い合える学級づくり ・学年目標、学級の約束づくり	・1年生が楽しく安心するような1年生を迎える会の準備をする。 ・全校のリーダーとしての行動について考える。 ・諸行事・特別活動等で学校全体に関わる仕事を受け持つ責任を明確にする。	・学級の仲間づくり ・約束づくり ・生徒指導体制の共通理解 ・分かる授業づくりの研修 ・子どもを語る会	・学級目標づくり ・1年生を迎える会 ・あいさつ運動 ・米っ子キッズ活動(年間) ・代表委員会	・学校いじめ防止基本方針の確認 ・保護者に対する学年経営方針の説明(懇談会) ・学校だよりの発行	
	○きびきびと心一つにして行動しよう ・時計を見て行動する ・チャイムに合わせて素早く行動する ●集合の約束 ●廊下・階段歩行の仕方	人権強調月間 ・学習参観日における道徳授業の公開(いじめや仲間はずし等)	5 避難訓練 ふるさと遠足 運動会 クラブ活動開始	・学習の方法を身に付ける。 ・自分勝手な行動はやめる。 ・応援団の指示をしっかりと聞く。 ・学校の一員であることを自覚する。	・低学年の手本となるよう行動する。 ・応援団に協力し気持ちを一つに応援する ・自分のもてる力を発揮して、精一杯競技する。 ・互いに健闘をたたえ合う。	・それぞれの役割をしっかりと果たす。 ・応援団としての自覚をもち、思いやりをもって下級生をリードする。 ・運動会に向けて、励まし合いながら練習し、準備や後始末も責任をもって確実に進行。	・学級経営計画 ・子どもを語る会	・運動会の応援練習 ・米っ子キッズによる運動会種目の練習 ・代表委員会	・運動会における保育園との連携	
	○お互いのよさを認め仲よくして行動しよう ・たれとでも仲良くして明るい気持ちで生活する。 ・協力して仕事をしたり活動したりする ●ハートフルトーク旬間 ●ファミリー学級		6 避難訓練 プール開き 学習参観(道徳の授業)・ファミリー学級 5・6年修学旅行(隔年) ハートフルトーク旬間	・動植物の世話をする。 ・水と友だちになり、友達と楽しく泳ぐ。	・地域を調べる活動をする。 ・友達と励まし合って自分の泳力を伸ばす。	・役割を分担し、自然教室の準備活動をスムーズに行う。 ・友達と励まし合って、自分の泳力ががんばってのばす。	・役割を分担し、自然教室の準備活動をスムーズに行う。	・児童アンケート ・ハートフルトーク ・道徳授業の指導案検討会 ・子どもを語る会	・米っ子キッズ遊び ・児童アンケート ・ハートフルトーク	・ファミリー学級 ・元気もりもり週間 ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
	○自分を成長させる夏休みにしよう ・安全で健康な長期休業の過ごし方 ・学習と生活の計画と実践 ・子ども会や地区行事への参加 ●地区PTA ●海の体験活動		7 地区PTA 地区児童会 海の体験活動 親善水泳大会	・係の仕事に進んで取り組む。	・学級の約束を振り返り、係活動等の自分の役割を果たす。	・係活動等、自分の役割を果たす。 ・役割を分担し、自然教室の準備活動をスムーズに行う。	・学校評価アンケート実施 ・集計 ・子どもを語る会 ・家庭訪問	・七夕集会 ・学校評価アンケート ・代表委員会	・学級懇談会・家庭訪問時における保護者との共通理解と情報交換 ・保護者アンケート	
	○きちんと後片付けをしよう～次の人の気持ちを考えて～ ・教室、机の中、ロッカーなどを整理する ・後片付けをきちんとする ・持ち物に名前を付ける		8	5・6年自然教室(隔年)			・自然教室で役割を果たすことができるように努力する。	・学級経営反省 ・人権教育に関する研修等への参加 ・学校評価全体会		・元気もりもり週間
			9	避難訓練 米山登山 親善陸上大会	・めあてを決めて前向きにがんばる。	・めあてを決め、目標達成に向けて努力する。	・めあてを決め、目標達成に向けて努力する。	・学級における学習ルールの見直しと指導 ・子どもを語る会	・米山登山	・米山登山
	○決まりやルールを守って安全に過ごそう ・米っ子の約束の徹底 ・廊下や公共の場での過ごし方・ふさわしい態度 ●秋の交通安全 ●校内マラソン大会		人権強調月間 ・同和学習の実施(いじめや仲間はずし等)	10 前期終業式 後期始業式 オープンスクール 校内マラソン記録会 米っ子健康会議	・最後まであきらめずに走りぬく。 ・友達と協力しながら、よい学習発表にしようとする。 ・後片付けをきちんと行う。 ・総合ライブの計画・準備をする。	・友達と励ましあって、自分の目標に向かって最後まで走る。 ・友達と協力し、アイディアを出し合いながら、よりよい学習発表にしようとする。 ・後から使う人のことを考えて後始末を確実にする。 ・総合ライブの計画・準備をする。	・互いに励まし合い、自分の目標に向かって最後まで走りぬく。 ・友達と協力したりアイディアを出し合ったりしながら、よりよい学習発表にしようとする。 ・学習発表会の準備をする。 ・総合ライブの計画・準備をする。	・子どもを語る会		・オープンスクール ・米っ子健康会議
	○みんな仲よく～友達のよさをいっぱい見つけよう～ ・自分の心を見つめる ●総合ライブ ●ハートフルトーク旬間			11 総合ライブ 小中合同音楽会 移行学級 ハートフルトーク旬間 6年三中学校「深めよう絆」スクール集会 いじめ見逃しゼロスクール集会	・心一つにして、美しい音作りに励む。 ・鑑賞のマナーを学ぶ。 ・よいことと悪いことを区別し、よいと思うことを進んで行う。 ・米っ子祭りの計画・準備をする。 ・いじめ見逃しゼロスクールの準備をする。	・心一つにして、美しい音作りに励む。 ・鑑賞のマナーを学ぶ。 ・友達と互いに理解し助け合う。 ・米っ子祭りの計画・準備をする。 ・いじめ見逃しゼロスクールの準備・運営をする。	・心一つにして、美しい音作りに励む。 ・鑑賞のマナーを学ぶ。 ・互いを認め合い助け合う。 ・米っ子祭りの計画・準備をする。 ・いじめ見逃しゼロスクールの準備・運営をする。	・児童アンケート ・ハートフルトーク ・子どもを語る会	・児童アンケート ・ハートフルトーク ・三中学校「深めよう絆」スクール集会 ・いじめ見逃しゼロスクール集会	・元気もりもり週間
○自分を成長させる冬休みにしよう ・安全で健康な長期休業の過ごし方 ・学習と生活の計画と実践 ・子ども会や地区行事への参加	12 学習参観 米っ子祭り(児童会行事) 読書旬間 個別懇談 地区児童会			・読書に親しむ。 ・自分の生活を振り返る。	・読書に親しむ ・自分の生活を振り返り、自分が取り組むことを考える。	・読書に親しむ ・自分の体験を振り返りながら、学級をよりよくする方法を話し合う。 ・きまりを守る大切さを話し合う。	・学校評価アンケート実施 ・集計 ・個別懇談 ・子どもを語る会	・学校評価アンケート ・米っ子祭り ・ありがとうカードの取組	・学校評価アンケート ・個別懇談における情報交換	
○寒さに負けず、健康に過ごそう!～手洗い・うがい・運動～ ・手洗い、うがい、換気を進んでする ・冬の遊びを工夫する。 ●書き初め展	1 書き初め大会 書き初め展 避難訓練 NRT学力テスト 6年中学校体験入学	・年の初めに、今年がんばることを考える。 ・自分の目標に向かって練習する。		・気持ちを新たに、新年の抱負をもつ。 ・自分の目標に向かって、仲間と励まし合いながら練習する。	・気持ちを新たに、新年の抱負をもつ。 ・目標に向かって励まし合いながら練習する。	・学級経営反省 ・学級における学習ルールの見直しと指導 ・子どもを語る会	・中学校体験入学	・三中体験入学説明会		
○友だちの成長やよいところを見つけよう ・一年間のがんばりや成長を認め合う ●版画展 ●豆まき集会	2 スケート教室 豆まき集会 移行学級 学習参観 校内版画展 縦割り班縄跳び活動	・お互いの良いところを見つけあい、仲良く活動する。 ・新一年生が楽しく学校生活を送ることができるように、準備をして交流する。		・お互いの良いところを見つける活動を通して学級の団結を深める。 ・他学年とも交流し、友達のよさを知る。	・友達と互いに理解・信頼し、助け合う。 ・他学年とも交流し、友達のよさを深く知る。	・学年懇談会 ・子どもを語る会	・豆まき集会 ・縦割り班による縄跳び活動	・学級懇談会における情報交換 ・移行学級 ・学年懇談会		
○感謝の気持ちをもとう～自分の一年間を振り返って～ ・生活のめあてを振り返り、反省する。 ・お世話になった人や物に感謝の気持ちを表そう ●期末清掃週間	3 6年生を送る会 移杖式 地区児童会 終業式 卒業式	・お世話になった6年生に、お礼の心を込めて活動する。		・お世話になった6年生に感謝の心を込めて活動する。 ・高学年としての心構えをもつ。(4年)	・最高学年となるための準備をする。(5年) ・感謝の気持ちを持ちながら奉仕活動を行う。(6年) ・今まで支えてくれた人に感謝の気持ちを表す。(6年)	・学級経営反省 ・6年生を送る会 ・子どもを語る会	・6年生を送る会			

各種活動充実・発展期